

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 19 件

国民年金関係 9 件

厚生年金関係 10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年7月の国民年金定額保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年12月から55年3月まで
② 平成4年7月

申立期間①について、私は、昭和55年4月に婚姻届をA県B市役所に提出し、後日、同市役所から連絡があったので、元妻と一緒に同市役所へ出向いたところ、国民年金を担当する窓口の職員から、国民年金に加入し、20歳到達以降の約5年分の国民年金保険料を遡って納付することができる」と説明を受けた。

数日後に、再度、元妻と一緒にB市役所へ出向き、国民年金の説明を受けた職員に、申立期間①の国民年金保険料として20万円ぐらいの金額を一括で納付した。

申立期間①の国民年金保険料を納付した際、窓口の職員に領収証書を欲しいと言ったが、領収証書を受け取ることができず、年金手帳の国民年金の記録（1）欄に記載していると説明されたことを覚えており、年金手帳の当該欄に記載がある。

申立期間②について、当時、自宅近くのC金融機関の窓口において、納付書を用いて付加保険料を含む国民年金保険料を納付しており、1か月だけ未納のままにしておくことはないはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、昭和56年1月に付加保険料の納付申出を行った後、平成9年12月に厚生年金保険被保険者となるまでの期間のうち、

申立期間②を除き付加保険料を含む国民年金保険料を納付していることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、「自宅に未納期間の国民年金保険料を督促する納付書の送付があった場合は、納付していたはずである。」旨陳述しており、申立人のオンライン記録を見ると、平成5年9月8日に過年度納付書が作成されていることが確認できることから、当該納付書作成時点で、過年度納付が可能な期間は申立期間②のみであり、制度上、付加保険料は納期限を経過すると納付することはできないこととされていることから、当該納付書は申立期間②に係る定額保険料の過年度納付書であったものと考えられる。

これらを踏まえると、申立人が1か月と短期間である申立期間②に係る国民年金定額保険料について、過年度納付したのとは考えるのが自然である。

なお、上記のとおり、付加保険料は、制度上、過年度納付することはできないほか、申立人が申立期間②に係る付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、当該期間の付加保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立期間①について、申立人は、「婚姻届を提出した昭和55年4月頃に、B市役所の国民年金を担当する窓口の職員に、申立期間①の国民年金保険料として20万円ぐらいを一括で納付した。」旨主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において昭和56年2月に払い出されており、申立人に係る国民年金の加入手続時期は、申立人の手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年1月頃に行われたことが推認できることから、当該加入手続時期以降には、時効による納付の期限を越えて納付が可能な特例納付制度は実施されておらず、当該加入手続時点において、申立期間①のうち、49年12月から53年9月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、B市は、「昭和55年当時、国民年金課の窓口において、国民年金保険料は受領していない。現年度保険料については、市庁舎内の指定金融機関において納付することは可能であったが、過年度保険料及び特例納付の保険料については、同指定金融機関で納付することはできず、市庁舎外の金融機関において納付してもらっていた。」旨回答しており、申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立人は、「申立期間①の保険料を納付した際、窓口の職員に領収証書を欲しいと言ったが、領収証書を受け取ることができず、年金手帳の国民年金の記録（1）欄に記載していると説明されたことを覚えており、年金手帳の当該欄に記載がある。」旨陳述しているが、年金手帳の国民年金の記録（1）欄は、国民年金被保険者期間の記録を記載するものであり、国民年金保険料の納付記録を記載したものではない。

加えて、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金

手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人から当該期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年7月の国民年金定額保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月

昭和49年3月の末頃、母は、私の国民年金の加入手続を行い、結婚するまでの国民年金保険料についても、自宅に来たA組織の集金担当者に、家族（両親及び兄）の保険料と一緒に納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料を納付したことが分かる資料として、数年前に母から受け取った申立期間の納付記録欄に「領収」の押印がある「国民年金手帳保管証」（B県C市発行）を提出するので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年4月10日にC市で払い出されていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料は現年度納付及び過年度納付が可能である。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間を除き、婚姻した昭和52年4月以前の国民年金保険料を全て納付しており、申立期間に同居していたとされる申立人の両親及び兄は、それぞれ国民年金制度発足又は20歳到達時から60歳に到達するまでの全て（母親は、60歳に到達した年度の5か月を除く。）の保険料を納付していることが確認できることから、家族の保険料納付を担っていたとする申立人の母親の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人に係る特殊台帳によると、申立期間に係る国民年金保険料の催告を行ったことを示す「催郵送 49.10.11」の記載が確認でき、申立人に対して申立期間の過年度納付書が送付されていることが確認できる。

加えて、申立人から提出された「国民年金手帳保管証」によると、申立期間

である昭和49年3月の欄に「領収」の押印が確認できることから、C市に確認したところ、当該押印については、具体的なことは不明である旨回答があり、申立期間の国民年金保険料の納付の有無について確認することができないものの、前述の状況を踏まえると、申立人の母親は、当該期間の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和25年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月30日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社において新たに昭和24年8月1日から25年9月30日までの期間に係る被保険者記録が見付かったが、この後に、引き続き勤務したB社における被保険者の資格取得日が同年10月1日であることから、申立期間が未加入期間となっている。

昭和24年にA社に入社して以降、43年に退職するまでの期間、同社及びB社等の関連会社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社における複数の元同僚の厚生年金保険の被保険者記録並びに元同僚及び申立人の陳述から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和25年10月1日にA社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和25年8月の社会保険事務所(当時)の記録から3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、事業主は不明としているものの、事業主が厚生年金保険被保険者の資格喪失日を昭和 25 年 10 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず、(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA氏所有のB船における資格取得日に係る記録を昭和32年9月27日に、資格喪失日に係る記録を同年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、船舶所有者は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月27日から同年11月16日まで

私が所持する船員手帳を見ると、昭和32年9月27日にB船のC職として雇入れされ、同年11月16日に雇止めとなっている記録が確認できるが、当該期間に係る船員保険の被保険者期間が無いとされているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった船員手帳の記録によると、申立人は昭和32年9月27日にC職としてA氏に雇入れられ、同年11月16日に雇止めとなることが確認できる上、同氏が所有していたB船の当時の船長及び同僚の乗組員は、「申立人は申立期間にC職として乗っていた。」と陳述していることから、申立人は、申立期間において、同船に乗船していたことが認められる。

また、上記の船員手帳には、申立人がA氏所有の船舶に昭和31年1月25日から32年3月1日までの期間、同年9月27日から同年11月16日までの期間、35年8月24日から37年4月10日までの期間及び同年5月25日から38年12月6日までの期間の合計4回乗っていることが確認できる上、申立期間に係る乗船期間を除く3回の乗船期間に係る船員保険の被保険者期間は、船員手帳に記載されている乗船期間とおおむね一致していることが確認できる上、申立期間と同時期の32年9月24日に、B船において船員保険の被保険者資格を取得している同僚が所持する船員手帳を見ると、申立人同様、A氏所

有の船舶に複数回乗っていることが確認できるところ、当該手帳に記載の雇用期間と船員保険の被保険者期間はおおむね一致していることが確認できる。

さらに、申立人、船長及び同僚は、「申立期間当時の乗組員は20人ないし23人であった。」と陳述しているところ、B船に係る船員保険被保険者名簿によると、申立期間において被保険者資格を有していた者は20人であったことが確認できることから、同船に乗船していた乗組員全員が、申立期間において被保険者資格を有していたことが推認できる。

加えて、申立期間当時の船長は、「船員保険の加入手続は会計担当が行っていたため、はっきりとしたことは分からないが、申立人の給与から船員保険料を控除していたのではないかと思う。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間においてB船のC職として乗船していたことが確認できる申立人と同年代の被保険者に係る標準報酬月額の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の船舶所有者による納付義務の履行については、B船に係る前述の被保険者名簿において、申立期間前後の被保険者証記号番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険出張所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に船舶所有者から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険出張所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、船舶所有者から社会保険出張所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険出張所は、申立人に係る昭和32年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、船舶所有者は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（京都）国民年金 事案 6597

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から54年3月まで

私が20歳になったときから、父が私の国民年金保険料を納付していると両親から聞いていた。

私の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれた父は既に亡くなっており、母も高齢のため、当時の具体的な状況は分からないが、集金人が3か月に一度ぐらい集金に来ていたと思う。また、捨ててしまった古い家計簿に私と母の毎月の保険料額が書かれていたが、その合計額は6,100円ぐらいだったと思う。

私が26歳又は27歳になった頃からは、自身で国民年金保険料を納付するようになり、郵便局の職員が集金に来てくれていたのを覚えている。

申立期間に係る国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年9月に払い出されており、申立人の手帳記号番号前後の任意加入被保険者資格の取得状況から、申立人の国民年金の加入手続は、当該払出しの頃に行われたものと推認される上、申立人が所持する年金手帳を見ると、同手帳記号番号が記されているとともに、申立人が初めて被保険者となった日は43年*月*日と記されていることから、遡って強制加入被保険者として資格を取得したものと考えられる。この場合、申立期間のうち、昭和52年6月以前の期間は、申立人の国民年金の加入手続が行われた時点において、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間のうち、20歳当初から

25 歳までの期間に係る保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の父は既に亡くなっており、申立人の母も高齢のため、これらの者から当時の具体的な納付状況等に係る陳述は得ることができない上、申立人は、申立期間のうち、自身が納付したとする 26 歳又は 27 歳以降の期間に係る納付額の記憶は明確でなく、現年度保険料を郵便局の職員が集金していたとする納付方法に係る陳述は、当時の収納の取扱いと符合しない。

さらに、申立人の父が、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は 11 年に及び、これほどの長期間にわたり申立人に係る納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるものの、当該期間は国民年金被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から同年3月まで

自宅の押し入れから「国民年金保険料領収表」が見付かり、ねんきん特別便の加入記録と照合したところ、申立期間が、国民年金保険料の納付済期間とされていないことが分かった。

申立期間について、国民年金保険料を納付した期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとして、申立人から提出された国民年金保険料領収表を見ると、同領収表の昭和41年度1月欄に「42. 1. 30」のゴム印及び「A」の認印、同2月欄に「42. 2. 28」のゴム印及び「A」の認印、同3月欄に「42. 3. 31」のゴム印及び「A」の認印が押されていることが確認できることから、B県C市は、当該領収表について、申立期間当時に同市の集金人が使用していたものであると回答している。

また、昭和42年1月16日に、申立人は国民年金の被保険者資格を喪失していることが国民年金被保険者台帳により確認できることから、申立期間に係る国民年金保険料が還付された記録は確認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間は、厚生年金保険被保険者期間であることから、当該期間を国民年金保険料の納付済期間として記録を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和14年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和39年2月から46年6月まで

昭和46年7月頃、夫の退職に伴い夫婦一緒に国民年金に加入し、その後、当該加入前の任意加入期間の未加入であった期間についても、国民年金保険料を納付したいと考え、当該期間の納付書をA県B市役所で受け取り、当該期間の保険料を2回ぐらいに分けて、自宅最寄りの郵便局で納付した。

それなのに、申立期間が未納とされていることは納付できないので、調査の上、公正な判断をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫の退職に伴って昭和46年7月頃、夫婦一緒に国民年金に加入したとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、48年10月に申立人の夫と連番で払い出されていることが確認でき、このことと申立内容は符合しない。

また、申立人は国民年金に加入後、その夫が厚生年金保険被保険者の資格を取得した昭和39年2月まで遡って国民年金保険料を納付したとしているが、当該期間は、国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、制度上、遡って保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を遡って納付した旨陳述しているが、昭和48年10月に46年7月から48年3月までの保険料を過年度納付した記録以外に、申立人が遡って保険料を納付した事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から37年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月から37年6月まで

私は、昭和37年又は38年頃に自宅に来た市役所の職員を通じて国民年金に加入したが、途中で国民年金保険料を納付するのをやめたことを覚えている。

加入時にもらった茶色の国民年金手帳は、国民年金保険料の納付をやめた後しばらくして、「もうこれで年金はもらえない。」との思いなどから捨ててしまったが、捨てる前にその手帳に10か月の保険料納付が記録されていたことを確認している。

ところで、先日、年金事務所で私の年金記録の調査をしてもらったところ、納付記録が未納となっている任意加入の記録が見付かったとの回答があり、その見付かった記録の月数が10か月分の領収証書の記憶と合うので、この見付かった期間は私の納付していた期間であると思う。

苦しい生活の中から国民年金保険料を納付したことが無駄にならないように、申立期間を納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年又は38年に国民年金に加入し、加入時に交付された国民年金手帳に10か月の保険料納付が記録されていたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、36年10月に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる一方、同手帳記号番号に係る国民年金被保険者台帳によると、保険料納付については未納と記録されていることが確認できる。

また、申立人は、自宅に訪れた市役所職員を通じて国民年金の加入手続を行ったことは覚えているとするものの、加入後の国民年金保険料の納付方法につ

いて度々陳述を変更するなど、保険料納付に係る申立人の記憶は明確でない。

さらに、申立人は、申立期間に係る保険料納付が記録されていたとする国民年金手帳について、当初、「初めて交付された国民年金手帳は、昭和 50 年頃に廃棄した。」旨陳述していたことから、申立人に、昭和 42 年 2 月に申立人がその夫と一緒に国民年金被保険者資格の取得手続を再度行ったとする際に、当該年金手帳を提示した可能性について確認したところ、申立人は、50 年頃とする当該手帳の廃棄時期について「2 度目の加入手続時には、既に年金手帳は廃棄済みであった。」と変更し、その陳述の変更は不自然である。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（奈良）国民年金 事案 6601

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から51年1月までの期間及び52年12月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、昭和53年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年5月から51年1月まで
② 昭和52年12月から53年3月まで
③ 昭和53年4月から58年3月まで

私は、昭和35年12月9日に国民年金被保険者資格を取得し、36年4月以降の国民年金保険料については、自営業等をしてきた同年4月から42年4月までの期間及び51年2月から52年11月までの期間並びに36年4月から私が58年4月に自身の会社を設立するまでの厚生年金保険に加入していた期間についても、妻が保険料を継続して納付していた。

ところで、申立期間①及び②については、厚生年金保険と国民年金に重複加入していたとして、当該期間の国民年金保険料が昭和53年6月24日に還付されたことになっているが、私は、当該還付金を受け取った覚えが無いので、当該期間に係る保険料を還付してほしい。

また、申立期間③については、厚生年金保険に加入中であつたが、妻が私の国民年金保険料を納付してくれていたのに納付の記録は無く、還付の記録も無いので、納付したことを認めた上で保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、当該期間の国民年金保険料を還付されていないと主張している。

しかし、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、申立人の申立期間①及び②の国民年金保険料が納付された事跡とともに、同台帳の備

考欄に還付金に係る「還付決定 53.5.4 100,500 円 (42.5~53.3)」との記録があり、当該記録の金額は、昭和 42 年 5 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料の合計額と一致しているほか、申立人に係る A 県 B 市の被保険者名簿の備考欄にも、当該期間に係る保険料が還付決定された旨の記載が確認できる。

また、昭和 53 年度還付整理簿にも、申立人の国民年金手帳記号番号、住所及び氏名とともに、前述の特殊台帳の還付記録と符合する還付金額及び支払年月日が記されている。

申立期間③について、申立人は、厚生年金保険に加入中にその妻が国民年金保険料を重複納付していたと主張している。

しかし、申立人に係る特殊台帳を見ると、資格喪失日欄には昭和 42 年 5 月 1 日と記されているとともに、その記載の横には 53 年 7 月付け進達印が確認でき、当該進達時期は前述の同年 5 月の還付決定の事跡と符合しており、当該資格喪失日は、当該還付時期の頃に遡及して事務処理されたものと考えられることから、申立期間当時において、申立期間③は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったと推認できる。

また、申立人に係る B 市の被保険者名簿においても、資格喪失日は前述の特殊台帳と同じ昭和 42 年 5 月 1 日と記されていることから、申立期間③は未加入期間であると推認できる上、同名簿の検認記録欄に納付記録は無い。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻からは、当時の詳しい事情を聴取することができない上、申立期間③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立人の妻が申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

また、申立期間③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの期間及び7年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から4年3月まで
② 平成7年11月

申立期間①当時、私は学生であったので、国民年金の加入手続については覚えていないが、国民年金保険料は父が納付してくれていた。

申立期間②については、会社を退職した平成7年11月に、私がA社会保険事務所（当時）の窓口において国民年金の加入手続を行い、同窓口において発行された納付書を用いて、すぐに金融機関で納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①については、国民年金の加入手続については覚えていないが、国民年金保険料は父が納付してくれていた。申立期間②については、平成7年11月に、私が国民年金の加入手続を行い、すぐに保険料を納付した。」旨主張している。

しかしながら、オンライン記録を見ると申立人の基礎年金番号は、平成9年1月1日時点で加入していた厚生年金保険被保険者記号番号により、同日付けで付番されており、当該記号番号で管理されている申立期間①及び②に係る国民年金被保険者資格の取得日及び喪失日は、10年3月に入力されていることが確認できることから、当該期間は、当該入力時点までは国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできず、当該入力時点においては、時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人及びその父親が、申立期間①及び②当時に、当該期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出

されることが必要となるところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人及びその父親は、申立人が所持する年金手帳以外の年金手帳に関する記憶は無いとしており、申立人所持の年金手帳を見ても、申立期間①直後に加入した厚生年金保険被保険者記号番号のみが記載されており、国民年金手帳記号番号の記載は見当たらない。

さらに、申立期間①について、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、当該期間の保険料納付を担ったとする申立人の父親は、当該期間の保険料を納付していたと陳述しているものの、加入手続及び保険料納付に関する詳細な記憶は無いとしており、具体的な納付状況を確認することができなかった。

加えて、申立期間②について、申立人は、「会社を退職した平成7年11月に、A社会保険事務所の窓口において国民年金の加入手続を行い、同窓口において発行された納付書を用いて、すぐに金融機関で納付した。」と主張しているところ、日本年金機構Bブロック本部C事務センターは、「申立期間②当時、A社会保険事務所において国民年金の加入手続を受付することはなく、市区の窓口で申請するように案内していた。また、ごくまれに社会保険事務所（当時）において手続を強く希望された場合については、申請書を預かり市区へ転送していたと思う。当時は、同社会保険事務所において現年度の国民年金保険料の納付書の発行は行っていない。」旨回答しており、申立人の主張と符合しない。

このほか、申立人から申立期間①及び②の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から43年3月まで

私は、昭和36年当時、兄が経営するA県B市の事業所に住み込みで働いており、同年6月頃に母から、「国民年金の制度ができたので、加入しておいた。」という電話連絡を受けた。

母が、当時、私の住民票上の住所地であったA県C市D区役所において、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずである。

私は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、詳細は分からない。また、現在所持する国民年金手帳のほか、グレー色の少し厚めの年金手帳が1冊あったように思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和36年6月頃に、母が私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。」旨主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、C市D区において昭和44年1月16日に申立人の妻と連番で払い出されており、当該手帳記号番号の払出日及び申立人が所持する国民年金手帳の発行日（昭和44年1月16日）から、同年1月頃に国民年金の加入手続が行われたと推認され、申立人の主張と符合しない。

また、前述の国民年金手帳を見ると、申立人は昭和41年4月12日付けで、国民年金被保険者資格を取得しており、前述の国民年金の加入手続が行われたと推認される時点において、申立期間のうち、36年6月から41年3月までは、国民年金の未加入期間であったことが推認でき、制度上、国民年金保険料を納付することができず、同年4月から同年9月までの保険料も時効により納付す

ることができない上、同年10月から43年3月までの保険料を過年度納付することは可能であるが、申立人は、「国民年金保険料の督促等を受けたこと、及び保険料を遡って納付した記憶は無く、母から同様の話を聞いたことも無い。」旨陳述しており、申立人に係るC市D区の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳においても、申立期間の保険料を納付した記録は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者の資格取得日が昭和36年6月1日とされているところ、前述の国民年金手帳及びC市D区の国民年金被保険者名簿を見ると、資格取得日は41年4月12日であり、訂正の事跡は確認できないものの、48年4月1日に発行された別の国民年金手帳を見ると、資格取得日が41年4月12日から36年6月1日に訂正されている上、住所も49年5月*日に同市同区から同市E区に変更されていることが確認できることから、当該資格取得日の訂正は、当該住所変更があった同年5月以降に行われたものと推認でき、当該資格取得日の訂正時点において、未加入期間から未納期間とされた36年6月から41年3月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない。

加えて、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は他界していることから、具体的な納付状況を確認することができない上、申立人は「現在所持する国民年金手帳のほかに、グレー色の少し厚めの年金手帳が1冊あったように思う。」旨陳述していることから、申立期間の保険料納付が可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（福井）国民年金 事案 6604

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から50年3月まで

私たち夫婦の国民年金の加入手続は、昭和50年頃に父が行ってくれた。その後の国民年金保険料は、当初は父が納付してくれていたが、昭和52年9月から、妻が父に代わって納付していた。

妻は、時期は覚えていないが、父から国民年金保険料の過去の未納分は一括で支払ったことを聞いたとしている。

私は、国民年金保険料の納付に関与していないが、父及び妻がきっちりと納付してくれていたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年4月にA県B市（現在は、C市）において夫婦連番で払い出されており、当該払出時期からみて、申立期間のうち、48年1月から49年3月までの国民年金保険料は過年度納付、同年4月から50年3月までの保険料は現年度納付することが可能である上、37年6月から47年12月までの保険料も、当該手帳記号番号の払出当時に実施していた第2回特例納付（実施期間は、昭和49年1月から50年12月まで）により遡って納付することが可能である。

しかしながら、申立人は、「妻は、父から国民年金保険料の過去の未納分は、一括で支払ったことを聞いた。」と陳述しているが、申立人夫婦は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親から具体的な納付方法も聞いていないとしていることから、納付期間、納付時期及び納付金額等が不明である上、申立期間の保険料を納付してくれたとする申立人の父親は他界しており、具体的な納付状況等は不明である。

また、申立期間の国民年金保険料の納付について、i) 前述の国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立人は国民年金に加入後、60歳に到達するまでの保険料を納付することにより、当時の老齢年金の受給資格を得られること、ii) 申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、現在、納付済みとされている申立期間直前の昭和36年6月から37年5月までの保険料について、54年10月11日に第3回特例納付（実施期間は、昭和53年7月から55年6月まで）により納付していることが確認できることから、当該特例納付日までは、申立期間を含む36年6月から50年3月までが未納期間とされていたことなどを踏まえると、申立人の父親は、申立期間の保険料を納付していなかったものとするのが自然である。

さらに、前述の申立人に係る特殊台帳及びB市と合併したC市の国民年金被保険者納付記録票を見ると、申立期間は未納と記録されている上、申立人は領収証書及び確定申告書の控え等の資料は処分したとしており、申立期間の国民年金保険料の納付状況を確認することはできない。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（福井）国民年金 事案 6605

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から50年3月まで

私たち夫婦の国民年金の加入手続は、昭和50年頃に義父が行ってくれた。その後の国民年金保険料は、当初は義父が納付してくれていたが、昭和52年9月から、私が義父に代わって納付していた。

時期は覚えていないが、義父から、「国民年金保険料の過去の未納分は一括で支払った。」と言われたことを覚えており、また、私が保険料の納付を行ってから、督促を受けたことは無く、過去の未納保険料を納付したことも無い。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年4月にA県B市（現在は、C市）において夫婦連番で払い出されており、当該払出時期からみて、申立期間のうち、48年1月から49年3月までの国民年金保険料は過年度納付、同年4月から50年3月までの保険料は現年度納付することが可能である上、38年7月から47年12月までの保険料も、当該手帳記号番号の払出当時に実施されていた第2回特例納付（実施期間は、昭和49年1月から50年12月まで）により遡って納付することが可能である。

しかしながら、申立人は、「義父から、国民年金保険料の過去の未納分は、一括で支払ったことを聞いた。」と陳述しているが、申立人夫婦は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の義父から具体的な納付方法も聞いていないとしていることから、納付期間、納付時期及び納付金額等が不明である上、申立期間の保険料を納付してくれたとする申立人の義父は他界しており、具体的な納付状況等は不明である。

また、申立期間の国民年金保険料の納付について、i) 前述の国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立人は国民年金に加入後、60歳に到達するまでの保険料を納付することにより、当時の老齢年金の受給資格を得られること、ii) 申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、現在、納付済みとされている申立期間直前の昭和37年7月から38年6月までの保険料について、54年10月11日に第3回特例納付（実施期間は、昭和53年7月から55年6月まで）により納付していることが確認できることから、当該特例納付日までは、申立期間を含む37年7月から50年3月までが未納期間とされていたことなどを踏まえると、申立人の義父は、申立期間の保険料を納付していなかったものとするのが自然である。

さらに、前述の申立人に係る特殊台帳及びB市と合併したC市の国民年金被保険者納付記録票を見ると、申立期間は未納と記録されている上、申立人は領収証書及び確定申告書の控え等の資料は処分したとしており、申立期間の国民年金保険料の納付状況を確認することはできない。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

国民年金の通知が送られてきたことに伴い、年金事務所に年金記録を照会したところ、A社には平成 16 年 7 月 31 日まで勤務したので、同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年 8 月 1 日であるべきなのに、同年 7 月 31 日と記録されていることが分かった。

また、A社から入手した賃金台帳の写しを見ると、平成 16 年 7 月の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、公正な判断の上、同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を同年 8 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社提出の人事記録から、申立人は申立期間も同社に勤務していたと認められる。

しかし、A社から提出された申立人に係る賃金台帳（平成 16 年度）によると、申立人の平成 16 年 7 月給与における厚生年金保険料欄には前月と同じ額が記載されている一方、同年 8 月給与における同欄には「0」と記載されているところ、当該記載について同社の経理担当者は、「当社の厚生年金保険料の控除方法は翌月控除方式である。」とした上で、「申立人の平成 16 年 7 月給与から控除したのは同年 6 月の厚生年金保険料であり、同年 8 月給与からは申立期間に係る保険料（平成 16 年 7 月分）を控除していない。」旨陳述している。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人に係る資格喪失年月日欄には平成 16 年 7 月 31 日、備考欄には同年 7 月 30 日退職と記載されており、同社が、申立人について、年金事務所の記録のとおりの届出を行ったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 14400

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 34 年 9 月 1 日まで

年金の受給手続以降、A社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が実際に入社時期と異なっていると思っていたが、決定的な証拠が無かったので辛抱していた。

しかし、その後、A社の元同僚から、自身は申立期間に係る年金を受給しているという話を聞き、ほかの者が厚生年金保険に加入しているのに、私だけ加入していないとは考えられないことから、申立てを行うこととした。

A社には、中学校の紹介により 15 歳の頃から勤務していたにもかかわらず、23 歳からしか厚生年金保険の加入記録が無い。十分な調査の上、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る戸籍の附票及び複数の元同僚の陳述から、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が自身と同時期に入社し、同じ業務に従事していたと記憶している者の被保険者の資格取得日は、申立人と同日（昭和 34 年 9 月 1 日）であることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿によると、A社における自身の入社日を記憶しているとする元同僚のうち、複数の者の被保険者の資格取得日は、それぞれが記憶する入社日の 1 年数か月ないし 5 年程度後となっていることから、同社では全ての従業員を必ずしも入社後直ちに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、前述の申立人が同時期に入社したとする者は既に死亡しており、元

同僚のうち回答が得られた者からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が、給与から控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月頃から 34 年 10 月頃まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無いことが分かった。

申立期間には、A社の従業員としてB組織（当時）のC事業所に出向し、D事業所のEにおいて、F職及びG職の業務に従事していたが、給与はA社から支給されていたし、健康保険被保険者証も同社から受け取ったので、当該期間について、同社の厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の弟の陳述から、正確な時期は定かでないが申立人がD事業所におけるE業務に従事していたことがうかがえるものの、A社は、申立人に係る人事記録、賃金台帳等を保管していない旨回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、A社H出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る者のうち、回答が得られた12人は、いずれも申立人を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、申立人は、A社に同時期に入社した同僚として、前述の弟を含む二人の名前を挙げているところ、前述の被保険者名簿においてこれらの者に係る加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14402

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月頃から 35 年 10 月頃まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）の従業員としてC社のD工場内でE業務に従事していた期間に係る加入記録が無いことが分かった。

A社には、業務内容は異なるものの、私の弟も同じ時期に一緒に働いており、職長であるFさんから指示を受けて働いていた。給与はA社から支給され、健康保険被保険者証も同社から受け取っていたので、申立期間について同社の厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の弟の陳述から、正確な時期は定かでないが、申立人がF氏という名の職長の下で勤務していたことがうかがえるものの、B社G支店は、申立期間当時の資料を保管していない旨回答しており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、A社H営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間頃に被保険者記録が有る者のうち、回答が得られた12人はいずれも申立人を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、申立人は、同僚として前述の弟及び職長の名前を挙げているところ、前述の被保険者名簿においてこれらの者の加入記録は見当たらない上、前述の12人のうちの1人から提出されたA社I支店の社員住所録（昭和35年7月現在）においても、兩人及び申立人の名前は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月頃から 41 年 8 月頃まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社の中のB事業所（当初は、C事業所）で、D業務等に従事した期間に係る加入記録が無いことが分かった。

B事業所では、業務内容は異なるものの、私の弟及び父と一緒に働いていたところ、同事業所で働いていた者の労務管理はA社が行っており、健康保険被保険者証についても同社から受け取っていたと思うので、申立期間について同社の厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の弟の陳述及び申立人提出の写真から、正確な時期は定かでないが、申立人がB事業所に勤務していたことがうかがえるものの、A社は、「申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は不明である。」旨回答している。

また、A社本店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る者のうち、回答が得られた 22 人はいずれも申立人を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、申立人は、同僚として前述の弟と父を含む 5 人の名前を挙げているところ、前述の被保険者名簿において、これらの者の加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14404

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 26 日から同年 9 月 1 日まで

年金事務所の記録では、A社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和 47 年 8 月 26 日となっているが、同社には同年 8 月 31 日まで勤務していたので、正しい資格喪失日は同年 9 月 1 日のはずである。

A社を退職した翌日からC社に勤務したことに間違いはないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社には昭和 47 年 8 月 31 日まで勤務していたと主張している。

しかしながら、B社は、「申立人の当社退職日が確認できる資料は残存していないため、申立人の申立期間における在籍及び厚生年金保険料控除については不明である。また、社会保険事務については、当時はD社（現在は、E社）に委託していたので、同社に問い合わせたが、当時の資料は残存していないので分からないとのことであった。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、A社及び同社の親会社であるB社（所在地は、A社と同一）において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 45 人に照会したところ、回答のあった者のうち、申立人と面識があったと回答した 7 人とも、「申立人が申立期間にA社に在籍していたかどうかまでは記憶に無い。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態についての具体的な陳述を得ることができない。

さらに、申立期間当時、B社に勤務していた同僚は、「当時、A社の給与支給方法は、月末締め当月 25 日支払であり、厚生年金保険料控除については

当月控除であったことから、月末まで勤務して退職した者については、最後の給料から保険料を控除するが、月の途中で退職した者については、最後の給料から保険料は控除しないはずである。」と陳述している。

加えて、申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、昭和47年8月25日に離職していることが確認でき、厚生年金保険被保険者の資格喪失日と符合している上、同社において申立期間に在籍し、48年から49年までに被保険者資格を喪失している申立人と同職種の複数の同僚についても、雇用保険の離職日と厚生年金保険被保険者の資格喪失日は符合している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 14405

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 1 日から 38 年 8 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社における厚生年金保険加入期間が脱退手当金支給済みとなっていることが分かった。
しかし、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日である昭和 38 年 8 月 1 日とほぼ同時期（おおむね前後各 3 年）に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしていた女性 24 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、17 人に支給記録があり、17 人ともが資格喪失後 6 か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 3 か月後の昭和 38 年 10 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 14406

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 2 月 4 日から 35 年 4 月 22 日まで
A社での厚生年金保険被保険者に係る脱退手当金が支給済みと記録されている。

しかし、私は脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日から約2か月半後に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等の記録を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「回答済 35. 5. 26」の記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金は、昭和 35 年 7 月 8 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

近畿（滋賀）厚生年金 事案 14407

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月5日から33年7月22日まで

厚生年金保険の加入状況について、年金事務所に照会したところ、A社B工場に勤務した申立期間の脱退手当金が支給されている旨の回答を得た。

脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、申立人が記載されているページの前後100人の被保険者のうち、申立人の被保険者の資格喪失日から前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている女性55人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、49人に支給記録が確認でき、そのうちの42人は、資格喪失日から6か月以内に支給決定(申立人の被保険者の資格喪失日から3か月後に資格を喪失している同僚の支給決定日は、申立人と同日であり、ほかにも支給決定日が同一の被保険者は複数確認できる。)されていることが確認できる。

また、上記49人のうち、所在が判明した10人に照会したところ、回答が得られた5人のうちの2人は、「脱退手当金の裁定請求については、会社が手続を行った。」と回答しており、そのうちの1人は、申立人と同じく自身の資格喪失日から7か月後に支給決定されていることが確認できる上、申立期間当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、A社B工場に係る前述の被保険者名簿によると、申立人の欄には脱退手当金が支給されたことを示す「脱手」の押印が確認できる上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、脱退手当金の算定のために必要となる

標準報酬月額等の記録を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「回答済 34. 1. 8」の記載が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 30 年 11 月 30 日まで
年金事務所の記録では、私がA社（後に、B社）に勤務していた申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、当該期間に同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が自身と同職種であったとして名前を挙げた同僚は、申立期間には該当しないものの、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により被保険者記録が確認できることなどから、時期及び期間は特定できないものの、申立人は同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社は昭和 31 年 4 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主は、「申立期間当時の資料は無く、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況については不明である。」旨回答していることから、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況について確認できない。

また、B社に係る被保険者名簿により、被保険者記録が確認でき、所在が判明した3人の元従業員に照会したところ、回答があった2人のうち1人は、「私がB社において厚生年金保険に加入している期間は、勤務していた期間よりも短い、入社後、しばらくたってから厚生年金保険に加入するという説明を同社から聞いたように思う。」旨陳述している。

さらに、申立人は、「A社の従業員数は20人ほどであった。」と陳述しているところ、B社に係る被保険者名簿によると、申立期間の始期である昭和 28 年 4 月 1 日の被保険者数は12人である上、同社に係る事業所台帳によると、29 年 7 月 12 日から 31 年 7 月 17 日までの期間の被保険者数は5人ないし 10

人で推移していることが確認できることから、同社は、当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、B社に係る被保険者名簿には申立期間における健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。